

整理番号			
区分	☐ 治験	☒ 製造販売後臨床試験	
	☒ 医薬品	☐ 医療機器	☐ 再生医療等製品

西暦 年 月 日

製造販売後臨床試験経費算定明細書（医薬品試験）

試験依頼者			
試験課題名			
契約内容	1 症例当たりのポイント数④		ポイント
	1 症例当たりのポイント数（治験薬管理）⑤		ポイント
	目標とする被験者数		症例
	※ 1 症例の定義は以下の通りとする。		
	1. 登録をもって 1 症例とする。 2. 2次登録（本登録）をもって 1 症例とする。		
	3. 投薬開始に至った場合をもって 1 症例とする。 4. その他（ ）をもって 1 症例とする。		

経費内訳	区分	積算内訳	治験経費
直接経費			
①-1 研究費 (ポイント表に基づく)		近畿大学病院のポイント表に基づく ポイント数④×0.8×6,000円 ※協議により変更する場合、下線部を変更。	0円
①-2 研究費 (ポイント表に基づかない)		科実施の検査費用 円/例※ ※：協議により決定した1例あたりの金額	0円
②観察期中止脱落症例費		1症例につき50,000円 ※同意取得後、登録または試験薬の投与開始に至らなかった症例	0円
③治験審査委員会外部委員の審査指導料		支払額のうち本治験に対応するものとして推計した金額 ※迅速審査においては算定不要	30,000円
④本治験に関し雇用したアルバイト賃金及び備品		同上	60,000円
⑤被験者負担軽減に関する費用		「被験者負担軽減に関する費用」を支払うために要する費用 1症例当たりの来院回数×10,000円	0円
⑥試験薬管理経費		近畿大学病院の治験薬管理ポイント表に基づく ポイント数⑤×1,000円	0円
⑦管理経費		薬剤部・事務部門・臨床研究センターの人件費等、 (薬剤部の渉外・調整費を含む) (①+②+③+④+⑤+⑥) × (30%+消費税率(%))	34,200円
直接経費 小 計		①～⑦	124,200円
間接経費			
⑧間接経費		本治験に係わる医師・看護師人件費・機器の減価償却費等 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) × (30%)	37,260円
合 計		①～⑧	161,460円

部分に記入していただくと、自動的に計算されます。

【製造販売後臨床試験経費の請求方法（症例追加含む）】

直接経費③④⑥⑦および間接経費⑧は契約締結時、前払いとする。

①研究費は、6月末、12月末締め及び契約症例満了時または登録期間終了時、通知される実績に応じた出来高払いとする。

⑤被験者負担軽減に関する費用は半期毎の決算時及び試験終了時に通知される実績に応じて請求する。

【脱落症例に係る経費の請求方法】

6月末、12月末締め及び契約症例満了時または登録期間終了時、通知される実績に応じて②観察期中止脱落症例費、②観察期中止脱落症例費にかかる⑦管理経費、⑧間接経費を請求する。

【端数の計算方法】

各経費内訳の算定で、小数点以下の端数（円未満）がでた場合は、それぞれの経費内訳ごとに切上げてください。

整理番号			
区分	☐ 治験	☒ 製造販売後臨床試験	
	☒ 医薬品	☐ 医療機器	☐ 再生医療等製品

西暦 年 月 日

製造販売後臨床試験経費算定明細書（医薬品試験）

試験依頼者	
試験課題名	

経費内訳 区分	内訳	治験経費	請求時期
		単価	
検査関連費用	採血および検体提出前処理に係わる経費 「1回2,500円×実施回数」（消費税別） ※同一日に複数の検査を行う場合も1回と数える（但し、薬物動態の 為の採血は1回毎算定）	2,500円	半期毎決算時 及び 治験終了後
データマスキングCDまたは DVD作成費用	画像データマスキングCDまたはDVD作成費用 「検査1回あたり1件4,000円×実施回数」（消費税別） ※同日に実施されたCTやMRI等検査方法が異なる場合は、同日であっ てもそれぞれを1件とする。ただし、同日にCTまたはMRI検査とレント ゲン検査が実施された場合はレントゲン検査の作成費用は請求しない	4,000円	実績に応じて 毎月
Webマスキング費用	Webマスキング等によりマスキングに必要な原資料の提出に係わる経 費「1件1,000円×実施回数」（消費税別）	1,000円	実績に応じて 毎月
指導料	製造販売後臨床試験責任医師、製造販売後臨床試験分担医師等が 試験検討会議に出席するための経費	上限50,000円	
外部倉庫費用	外部倉庫にて資料を保管するために係わる経費 「ダンボール1箱350円×保管月及びその10%」（消費税別）	350円	必要時

整理番号			
区分	☐ 治験	☒ 製造販売後臨床試験	
	☒ 医薬品	☐ 医療機器	☐ 再生医療等製品

西暦 年 月 日

製造販売後臨床試験経費算定明細書（医薬品試験）

治験依頼者	
治験課題名	

(消費税別)		
経費内訳	内訳	治験経費
		単価
院内治験コーディネーター の経費	基本料金（毎月）	50,000円／月
	月曜日～金曜日（9:00～17:00） 土曜日（9:00～12:45）	6,000円×業務時間
	月曜日～金曜日（17:00～） 25%増し 土曜日（12:45～）	7,500円×業務時間
	日曜、祝祭日 35%増し	8,100円×業務時間

①【臨床試験研究経費ポイント算出表】

要素		ウェイト	近畿大学算定			ポイント
			I (ウェイト×1)	II (ウェイト×3)	III (ウェイト×5)	
A	疾患の重篤度	2	軽症	中等度	重症・重篤	
B	入院・外来の別	1	外来	入院		
C	デザイン	3	オープン	単盲検・小児	二重盲検	
D	治験薬の投与経路	1	外用・経口	皮下・筋注	静注	
E	治験薬の投与期間	3	4週間以内	5～24週	25～49週、50週以上は25週毎に9ポイント加算する。	
F	ポピュレーション	1	成人	小児、成人（高齢者、肝、腎障害等合併有）	低体重出生児	
G	チェックポイントの経過観察回数	1	4週に1回以内	4週に2回	4週に3回以上	
H	臨床検査・自他覚症状の観察項目数（受診1回当たり）	2	50項目以内	50～100項目	101項目以上	
I	薬物動態測定のための採血・採尿回数（受診1回当たり）	2	1回	2～3回	4回以上	
J	非侵襲的な機能検査等（放射線画像検査以外）	1		5項目以下	6項目以上	
K	放射線画像診断（放射線診断科ポイント）	1		4～6 （ポイント合計の5%を計上※）	7以上 （ポイント合計の10%を計上※）	
L	病理標本作成	4/3 (1.33)		有り（診断を伴う場合は1ポイント加算）		
M	侵襲を伴う臨床薬理的な検査・測定	3		5項目以下	6項目以上	
N	承認申請に使用される文書等の作成	5	30枚以内	31～50枚	51枚以上	
			ポイント合計			0

端数（小数）部分は合計時点で四捨五入のこと

※Kについては、Kを除いたポイント合計の5%もしくは10%になるようにポイントを設定する。設定後にポイント合計を再計算する。

1ポイントを6,000円（基本）で計算

⑤【治験薬管理経費ポイント算出表】

要 素		ウエイト	近畿大学算定			ポ イント
			I (ウエイト×1)	II (ウエイト×2)	III (ウエイト×3)	
A	治験薬の剤型	1	内服	外用	注射	
B	デザイン	2	オープン	単盲検	二重盲検	
C	投与期間	2	4週間以内	5～24週	25週以上	
D	調剤及び出庫回数/ 1症例	1	単回	5回以下	6回以上	
E	保存状況	1	室温	冷所又は遮光	冷所及び遮光	
F	室温範囲限定	3		25℃超逸脱なし	25℃超逸脱	
G	非盲検薬剤師登録	3			必要	
H	薬剤師による調整 (G以外)	2		必要		
I	調整条件(遮光など)	2		必要		
J	ウォッシュアウト時の プラセボの使用	3	有			
K	特殊説明文書等の 添付	2	有			
L	調剤・払い出し毎の 登録、薬剤番号 の指定	5			有	
M	併用薬の交付	2	1種	2種	3種以上	
N	併用適用時併用薬 チェック	2	1種	2種	3種以上	
O	治験薬規格数	1	1	2	3以上	
P	治験期間(1か月単位)	1	×月数() (治験薬の保存管理)			
ポ イント合計						0

1ポイントを1,000円で計算

要素P(治験期間)：プロトコルで規定している治験期間終了月までとするが、極めて特殊な治験(例：希少疾患に対して、投薬後に非常に長期間の観察を実施する試験等)では治験薬保管期間として考える。

放射線診断科に関するポイント設定確認書

近大整理No

治験名:

以下の項目に準じて合計ポイント数を算出する。

下記各ポイントは、個別患者ごとの判断は極めて煩雑で算定困難なため、プロトコール記載に基づく判断とする(「可能な限り」という記載は完全実施と同等に扱う)。ただし、明記されていない場合は、現状に即して判断する。

特別分配加算がある場合(計測、3D画像など)は分配率を5%上乘せする。

設定項目	ポイント数加算(ポイント)		ポイント数
造影剤使用の有無	無:0	有:4	
読影の有無	無:0	有:3	
撮影頻度	6週を超える間隔:0	6週以内毎:1	
基本設定スライス厚変更	無:0	有:1	
撮影範囲	1部位:0	2部位以上:1	
			合計 ポイント

合計ポイント数により以下に準じ該当するものに○をつけてください。

合計ポイント数	分配額/分担医師登録の有無	該当に○
0～3	通常診療と同等で研究費分配なし。放射線科分担医師登録なし	
4～6	研究費分配は研究費の5%を分配。放射線科分担医師登録可	
7以上	研究費分配は研究費の10%を分配。放射線科分担医師登録必須	

ポイント合計_____点 により

放射線診断科への研究費分配は_____%

放射線診断科への分配加算は (☐有 ☐無)

放射線診断科分担医師登録は (☐行う ☐行わない)

とすることに合意いたします。

※血管造影やIVR(Interventional Radiology)など上記の規定に当てはまらないものは
別途検討する。⇒ 協議により放射線診断科への研究費分配は %

責任医師署名 年 月 日 所属: _____

放射線診断科 年 月 日 氏名: _____ 印

氏名: _____ 印